

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2966号)

令和4年11月24日

横情審答申第2966号

令和4年11月24日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和3年4月27日健保険第243号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「国民健康保険の資格の取得状況に関する書類 特定年月日現在のもの
審査請求人（長男）の分」の個人情報非開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「国民健康保険の資格の取得状況に関する書類 特定年月日現在のもの 審査請求人（長男）の分」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「国民健康保険の資格の取得状況に関する書類 特定年月日現在のもの 審査請求人（長男）の分」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年3月8日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第24条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 存否応答拒否を行うには、「ア 本人開示請求に係る保有個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「イ アで公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の要件を備えていることが必要である。
- (2) 本件保有個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることにより、審査請求人の国民健康保険の被保険者の資格の取得に係る事実（以下「本件事実」という。）の有無が公になるため、上記アの要件に該当する。
- (3) 本件本人開示請求は、審査請求人の法定代理人Aが審査請求人に代わって請求したものと認識している。

審査請求人と法定代理人が同居していない場合においては、審査請求人と法定代理人の利害が対立する関係にある場合が少なくない。仮に、本件事実の有無を法定代理人Aが知ることになれば、審査請求人である子どもの生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、本件保有個人情報は条例第22条第2号に該

当するため、上記イの要件に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 健康福祉局生活福祉部保険年金課とこども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課と回答が全く同じである。
- (3) 別居しているとしても戸籍上親権者であり、開示しない理由が全く理解できない。子供の親権者であるから、知る権利がある。非常に別居親を差別している。
- (4) 別居親だけが血のつながった審査請求人の居場所や何もかもわからないのか。これだけは正式に教えてほしい。
- (5) 虚偽DV（ドメスティック・バイオレンス）であり、DVをしたかしていないか証拠はないはずである。DV支援措置、住基支援措置は最初に言ったものが全て正しくて、すべて行政として正とされるのか。私は離婚していないので、共同親権下である。同居親であろうが別居親であろうが、子供のたった一人の父親である。息子のために協力をお願いする。

5 審査会の判断

- (1) 国民健康保険の資格取得に係る事務について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項では、国民健康保険について、世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得等に係る事項を市町村に届け出なければならないことが規定されている。

横浜市では、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）第2条第1項第1号により、国民健康保険の被保険者の資格の得喪に関することは区長に委任されている。そこで、資格の取得又は喪失があった場合には、世帯主は、各区の福祉保健センター保険年金課に「国民健康保険異動届出書」及び資格の取得等の事実に係る関係書類を提出する必要がある。

- (2) 本件保有個人情報について

本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書の記載から、本件本人開示請求は、審査請求人の国民健康保険の被保険者の資格の取得状況が分かる保有個人情報の開示を求めるものと解される。なお、本件本人開示請求は、未成年者である審査

請求人の法定代理人Aが審査請求人に代わって行ったものである。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第24条では、「本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが条例上の非開示事由に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①本人開示請求に係る保有個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第22条第2号に基づき非開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第24条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。

イ 本件本人開示請求は、個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指しして、その国民健康保険の被保険者の資格の取得状況が分かる保有個人情報の開示を請求しているものであると認められる。

そのため、本件本人開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人が国民健康保険の被保険者の資格を取得した事実を明らかにすることとなる。また、不存在による非開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、審査請求人が国民健康保険の被保険者の資格を取得していない事実を明らかにすることとなる。

したがって、本件保有個人情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えること

によって、審査請求人に関する本件事実の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、当該事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。

(ア) 条例第22条第2号では「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について、同条第5号では「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護・・・に支障が生ずるおそれがある情報」について、それぞれ開示しないことができることを規定している。

(イ) そして、実施機関は、本件事実を法定代理人Aが知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、本件事実は条例第22条第2号に該当すると主張している。

(ウ) そもそも、保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、条例第20条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。

この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、法定代理人Aは審査請求人と同居していないとのことである。また、子の国民健康保険の被保険者の資格に係る情報や居所といった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、法定代理人Aにおいては共有されていないとのことであるし、審査請求書の記載からは、法定代理人Aは、審査請求人の居所等を知ることが望んでいることが伺われる。

これらの状況を考慮すると、本件本人開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、本件事実は条例第22条第2号に該当するとした実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。また、法定代理人A以外の審査請求人の法定代理人のことを考慮しても、本件事実は、開示することにより人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがある情報といえ、同条第5号に該当する。

したがって、本件事実に非開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上記②の要件に該当する。

エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報条例第24条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年4月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年5月19日 (第398回第二部会) 令和3年5月20日 (第269回第三部会) 令和3年5月25日 (第349回第一部会)	・諮問の報告
令和3年6月16日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年8月24日 (第421回第二部会)	・審議
令和4年9月7日 (第422回第二部会)	・審議
令和4年9月29日 (第423回第二部会)	・審議
令和4年10月12日 (第424回第二部会)	・審議